

－「犯罪被害者の方々に対するアンケート調査」－

「犯罪被害者の方々に対するアンケート調査」について	1
---------------------------	---

犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果

<u>【被害者参加・心情の意見陳述編】</u>	4
-------------------------	---

1 回答者の属性（問1～6）	4
2 被害者参加制度について（問7～26）	6
3 心情の意見陳述について（問27～29）	9
4 被害者の方々の経済的状况について（問30～47）	10
5 その他の手続等について（問48～62）	14
6 自由記載欄の内容について	17

<u>犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果【損害賠償命令編】</u>	28
---------------------------------------	----

犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果

<u>【同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写編】</u>	31
----------------------------------	----

## 「犯罪被害者の方々に対するアンケート調査」について

### 1 調査目的

本アンケート調査は、被害者参加制度や損害賠償命令制度の導入等を内容とするいわゆる被害者刑訴法（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 95 号））の附則第 9 条において、施行後 3 年を経過した場合に施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていることを踏まえ、被害者参加人、心情の意見陳述をした者、損害賠償命令の申立てをした者及び同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写の申出をした者に対し、意見・感想を聞いて、各制度の利用実態を調査・把握し、その結果を集計・分析して、被害者刑訴法の運用等の改善につなげるとともに、第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）において、被害者参加人の裁判所出廷の際の旅費等の負担軽減の検討、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和の検討が求められていることから、これらの検討に必要な資料の収集をすることを目的とするものである。

### 2 調査期間、調査対象者及び調査実施方法

#### (1) 調査実施期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで

#### (2) 調査の対象者

##### ① 被害者参加人、心情の意見陳述をした者

##### ア 被害者参加人

犯罪被害に係る被告事件の判決（地方裁判所本庁・支部及び簡易裁判所におけるもの。以下同じ。）の言渡しが前記調査実施期間にあり、かつ、同事件において、刑事訴訟法第 316 条の 33 の規定により被告事件の手續

への参加を許す旨の決定がされた被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人

イ 心情の意見陳述をした者

犯罪被害に係る被告事件の判決の言渡しが前記調査実施期間にあり，かつ，同事件において，刑事訴訟法第 292 条の 2 第 1 項の規定による意見陳述（同条第 7 項の書面を提出させた場合を含む。）を行った被害者等又は当該被害者の法定代理人

② 損害賠償命令の申立てをした者

犯罪被害に係る刑事被告事件の公判期日（管内の地方裁判所本庁・支部で行われたものに限る。）が前記調査実施期間にあり，かつ，平成 24 年 1 月 31 日までに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 17 条の規定による損害賠償命令の申立てを行った被害者又はその一般承継人

③ 同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写の申出をした者

前記調査実施期間に，検察官を通じて裁判所に対し，犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 4 条の規定による記録の閲覧・謄写の申出をした被害者等又は当該被害者の法定代理人

(3) 調査の実施方法

調査は，無記名で行った。具体的には，公判担当検察官が担当する事件において調査対象となる被害者等を把握・確認した上，当該被害者等に対して手交又は郵送の方法で調査票（前記(2)①ないし③の調査対象者に対応して3種類を用意した。）を配布し，当該被害者等においてこれに記入した上，法務省宛てに返送するという方法で実施した。

### 3 調査票の配布・回収数及び回収率

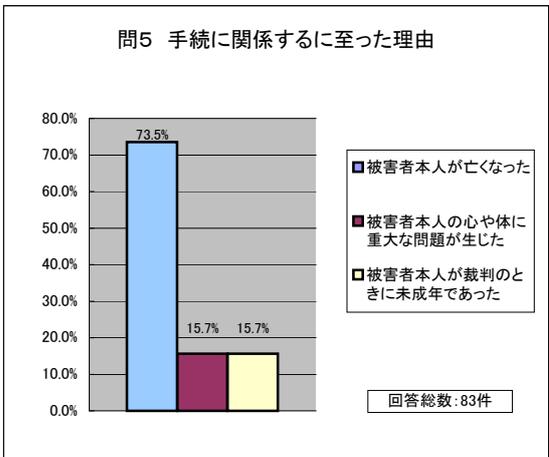
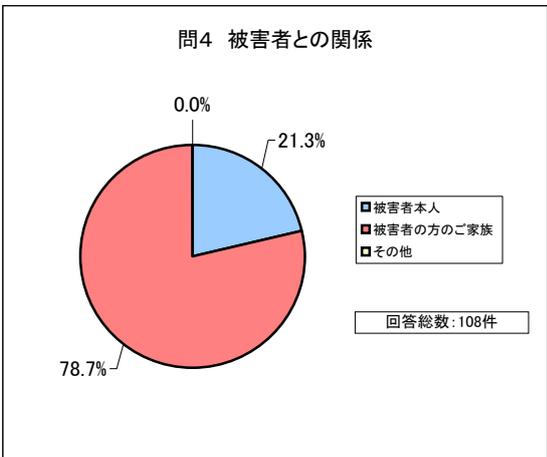
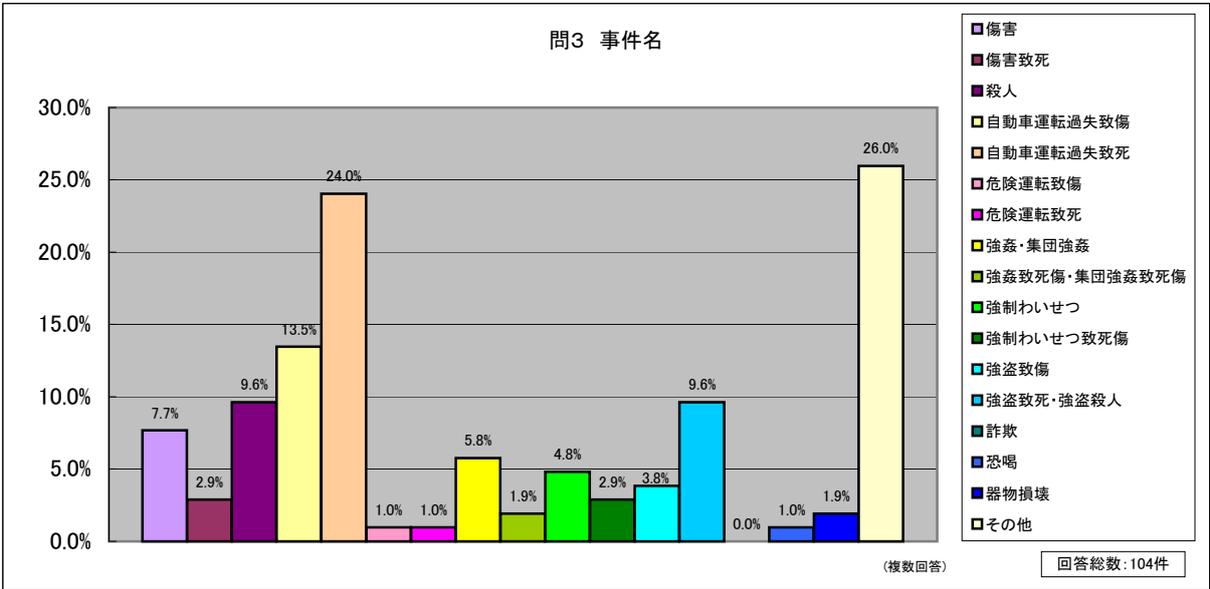
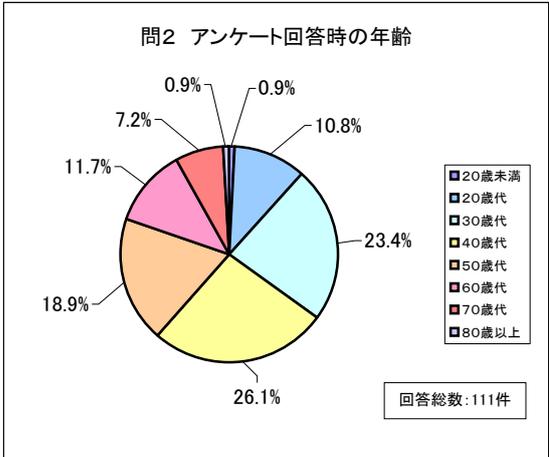
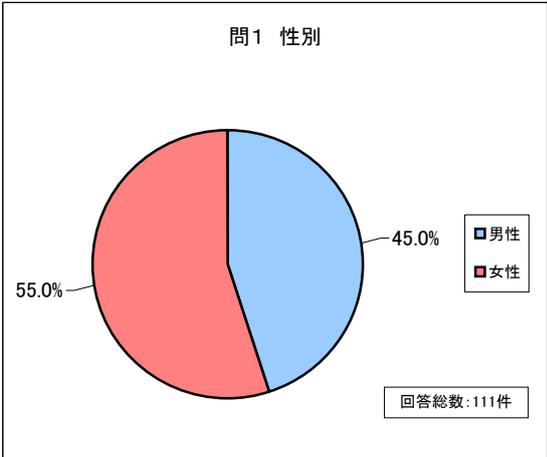
	被害者参加と 心情意見陳述	損害賠償命令	同種余罪の被害者等の 公判記録閲覧・謄写	計
配布数(①)	271	29	3	303
回収数(②)	111	9	1	121
回収率(②/①)	40.9%	31.0%	33.3%	39.9%

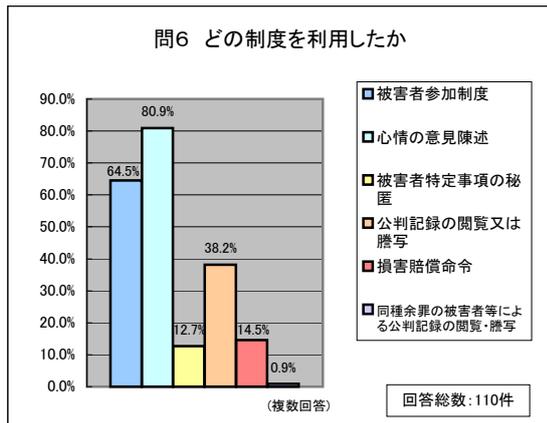
### 4 結果

別添のとおり。

# 犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果【被害者参加・心情の意見陳述編】

## 1 回答者の属性

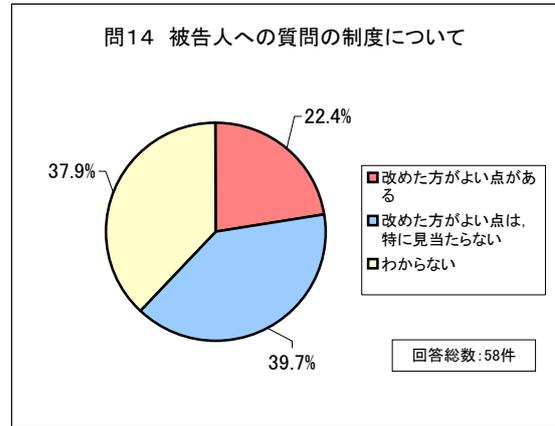
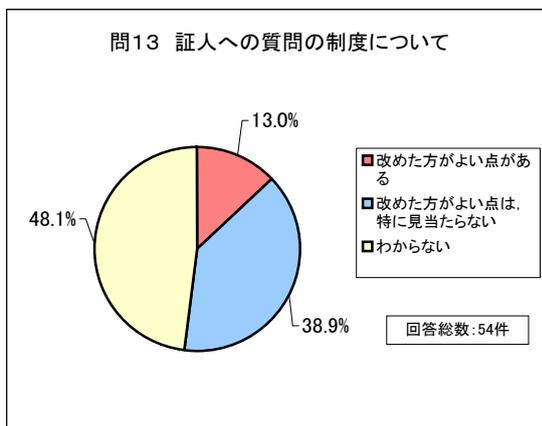
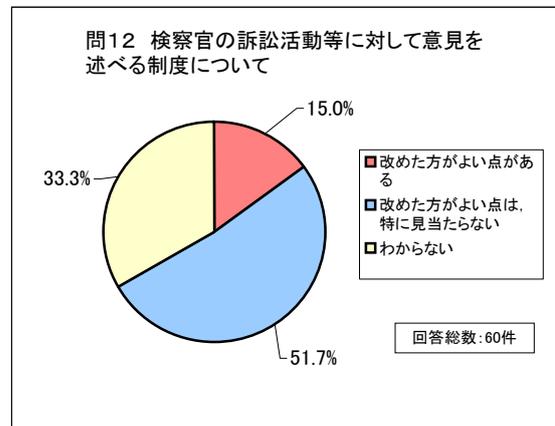
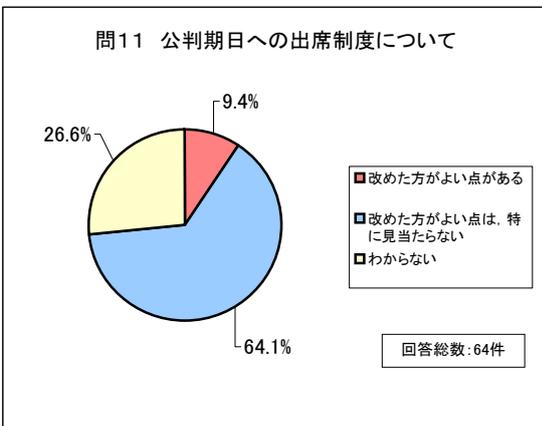
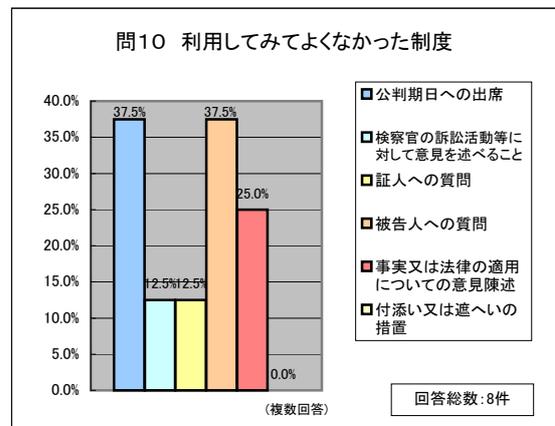
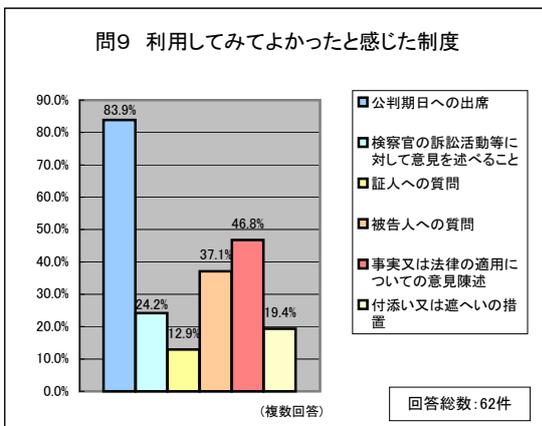
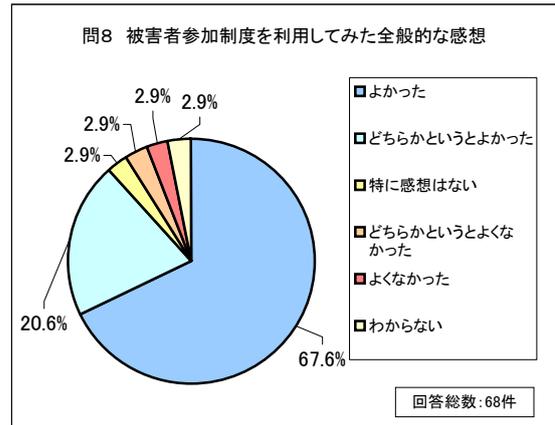
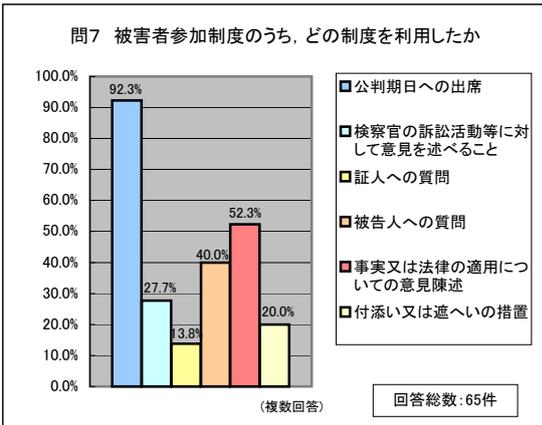


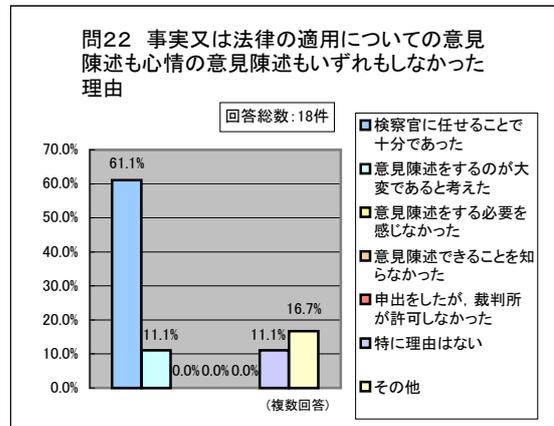
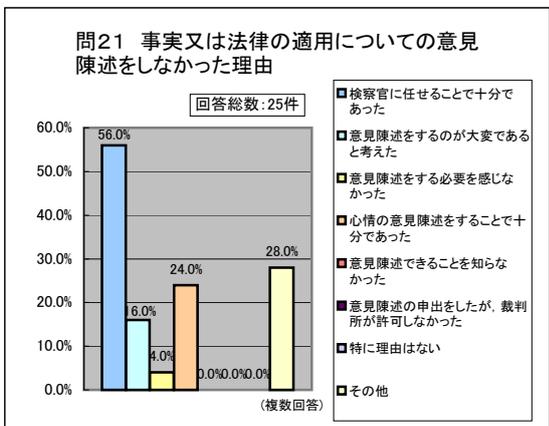
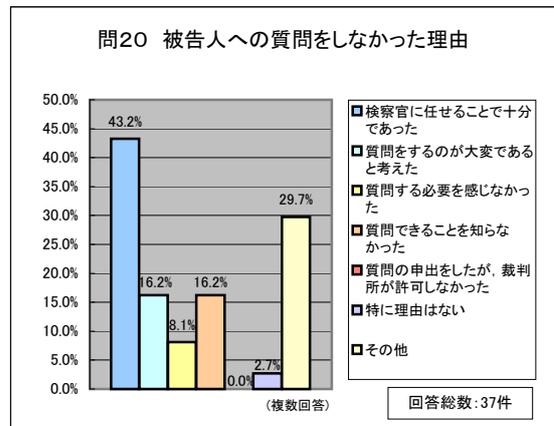
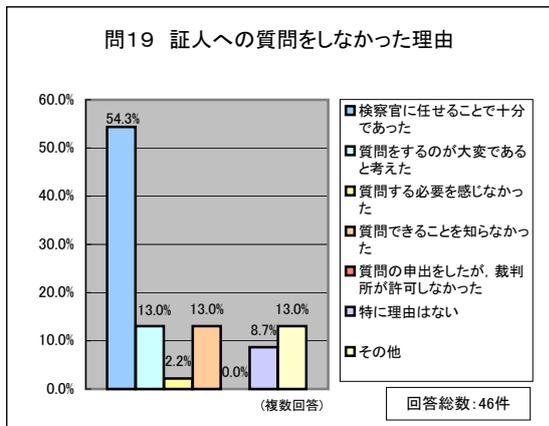
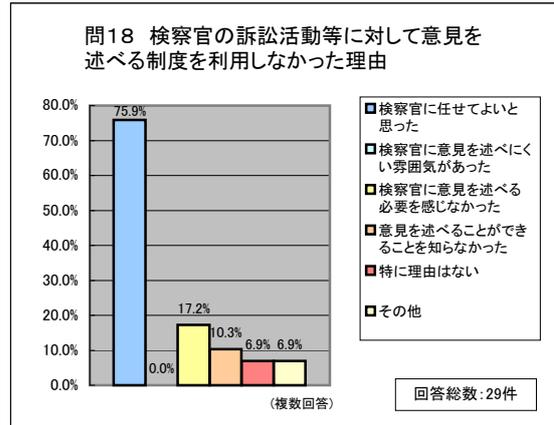
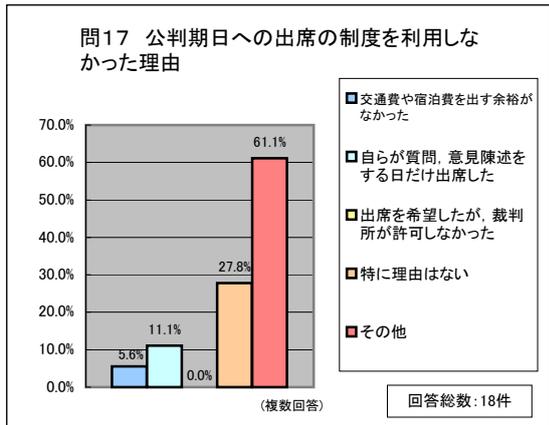
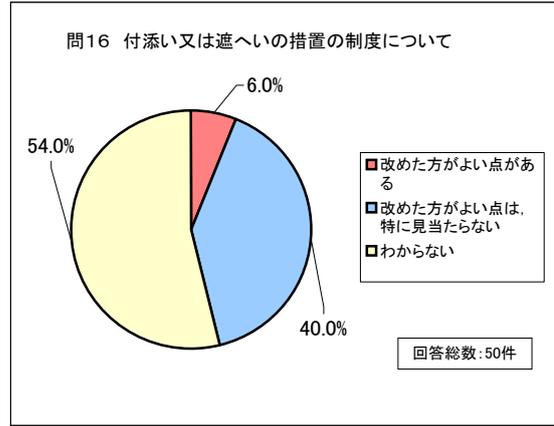
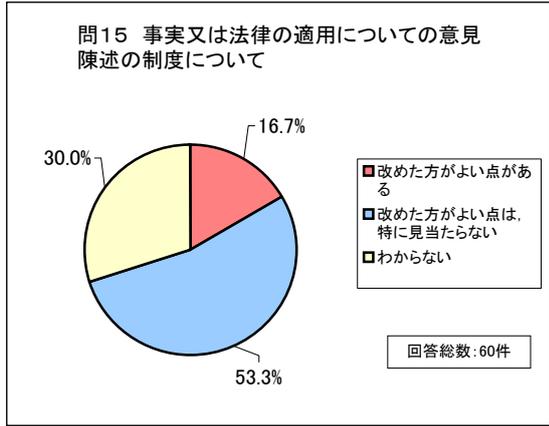


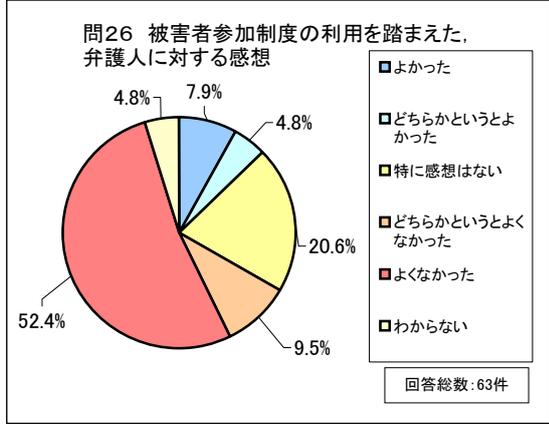
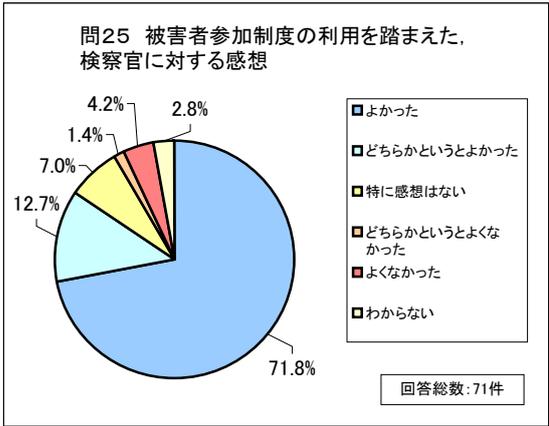
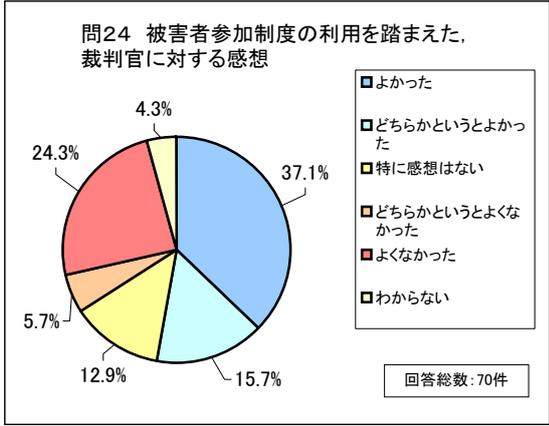
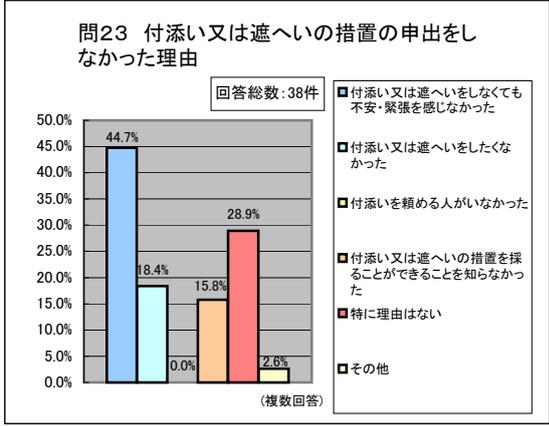
問6 被害者参加と心情の意見陳述に着目した、制度利用者の内訳

- 1 被害者参加制度のみを利用した方 21名
- 2 被害者参加制度と心情の意見陳述を利用した方 50名
- 3 心情の意見陳述のみを利用した方 39名

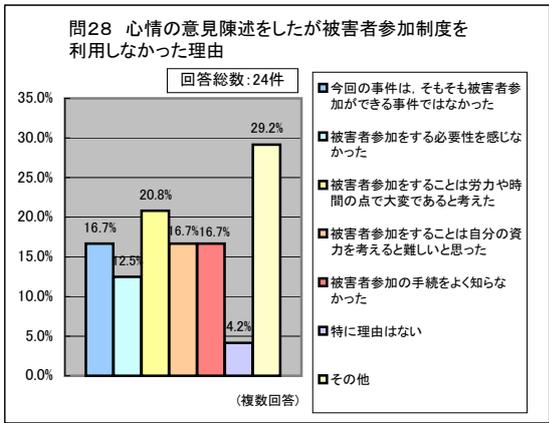
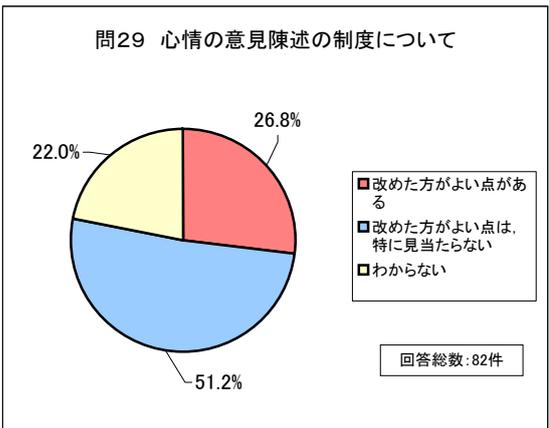
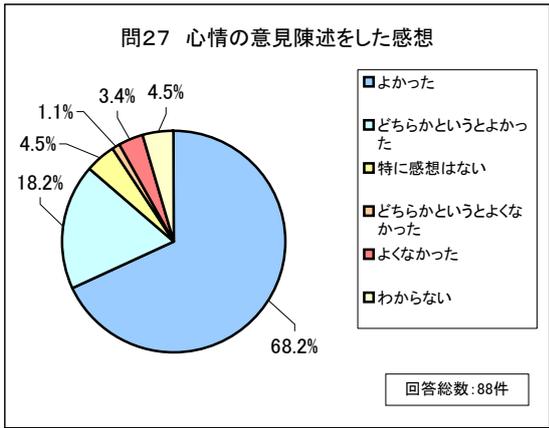
## 2 被害者参加制度について







### 3 心情の意見陳述について



#### 4 被害者の方々の経済的状況について

問30 犯罪被害にあつて支出を余儀なくされた費用額、こうむった損害額

(いずれも回答の平均額)

医療費	65万0310円
葬儀費用	268万5417円
家賃、引越費用等	539万2963円
得られなくなった収入額	643万7857円

回答総数：80件

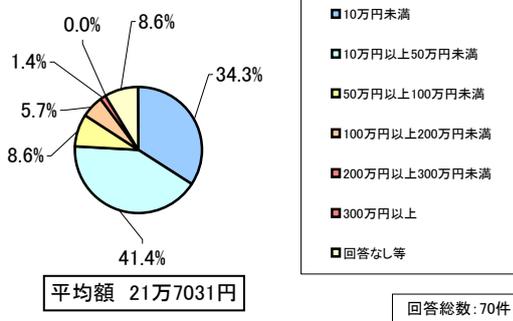
問31 被害にあつたころの1か月間の生活費の額

(回答の平均額)

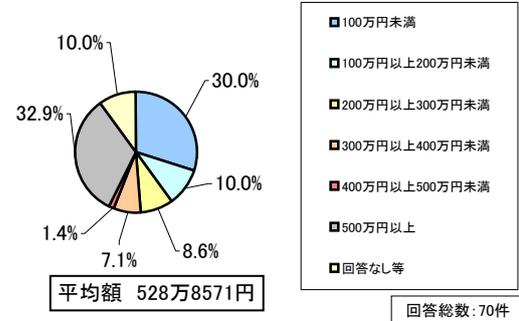
22万6026円

回答総数：78件

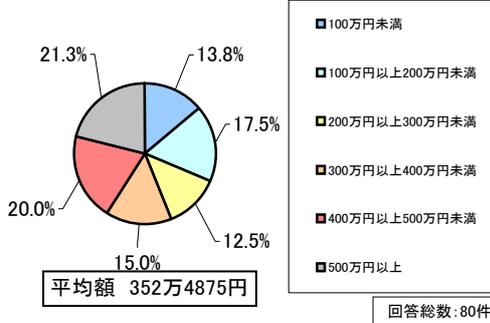
問32 実際に保有していた資産の合計額(現金)



問32 実際に保有していた資産の合計額(預貯金)



問33 1年間のおおよその所得額

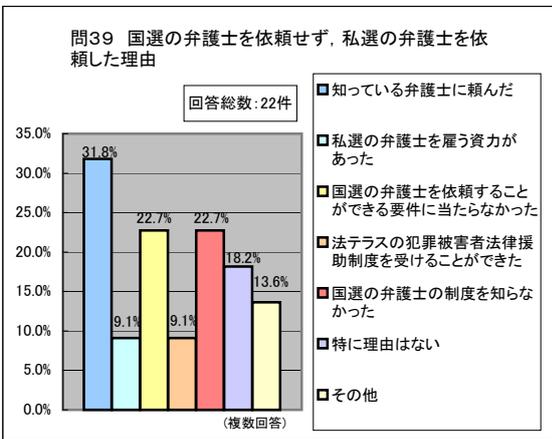
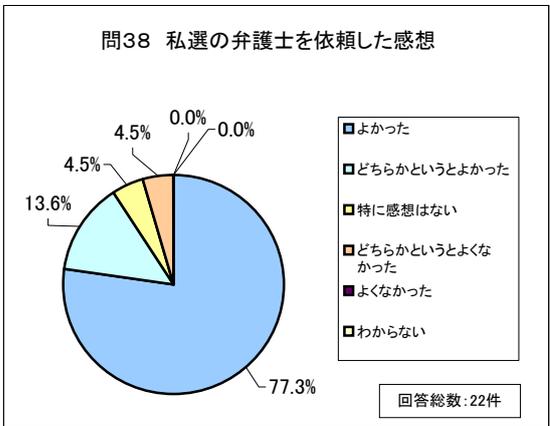
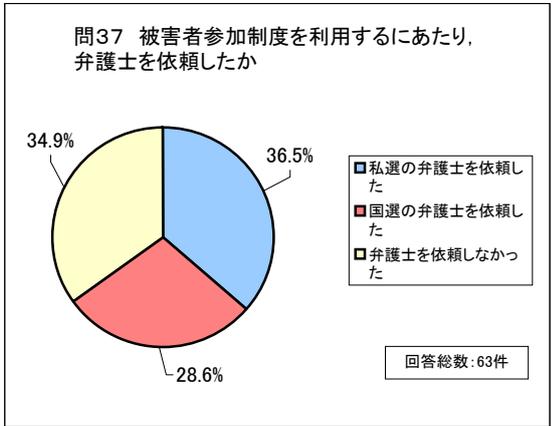
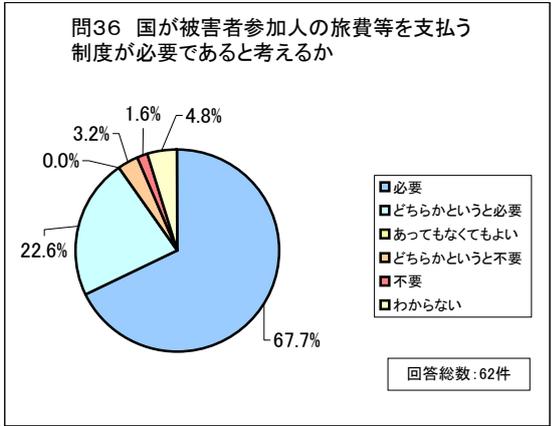
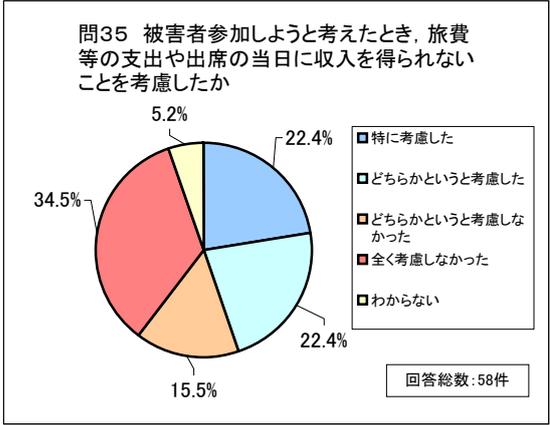


○被害者参加人の経済的状況について

問34 被害者参加人として裁判に出席するに当たって支出した費用額  
(いずれも回答の平均額)

旅費	5万5862円
宿泊費	2万2317円
その他雑費	2万6244円
逸失利益の額	6万6913円

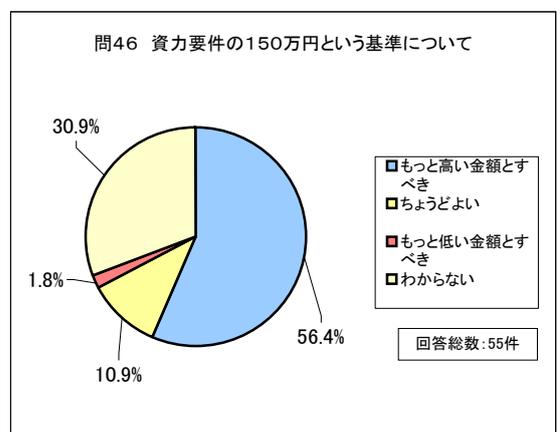
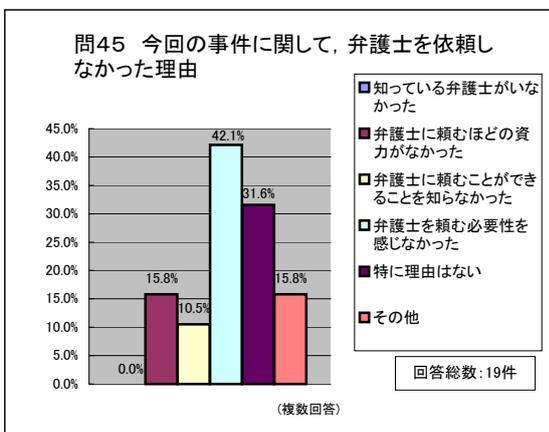
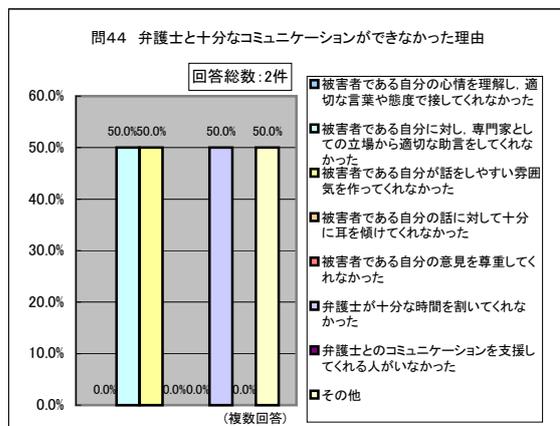
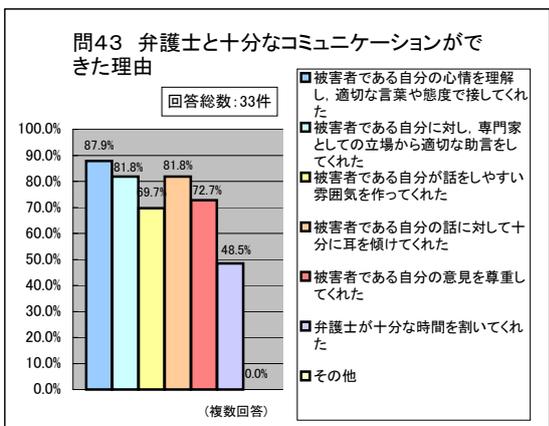
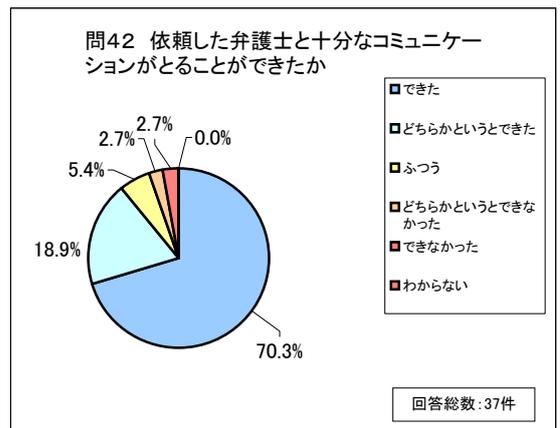
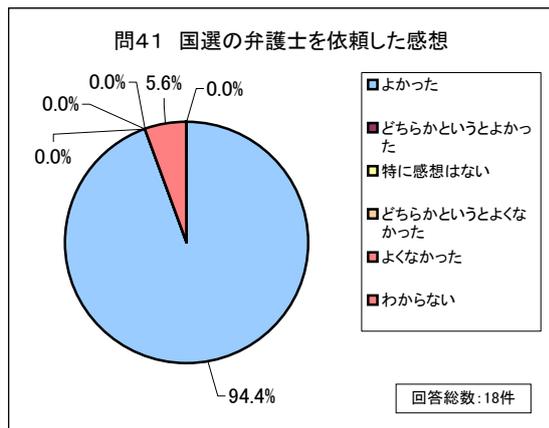
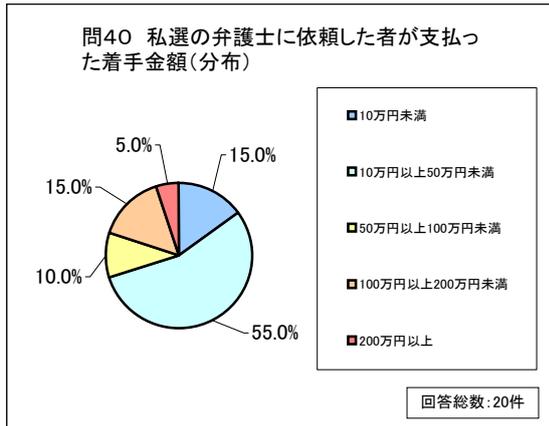
回答総数: 52件



問40 私選の弁護士に依頼した方が支払った着手金額(平均)

53万7125円

回答総数: 20件



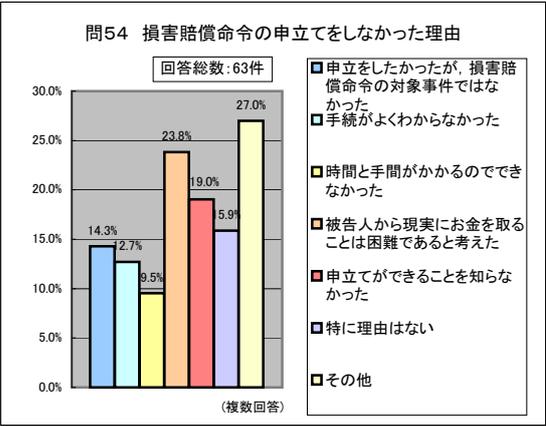
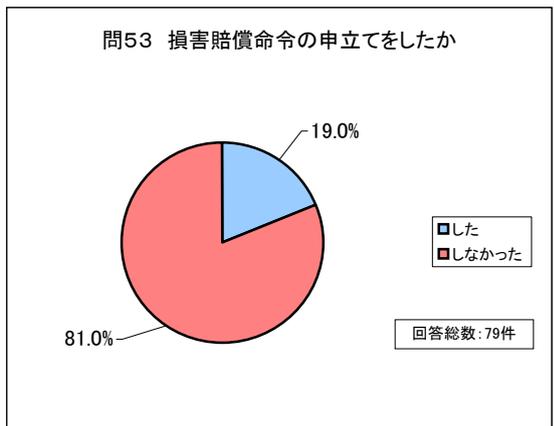
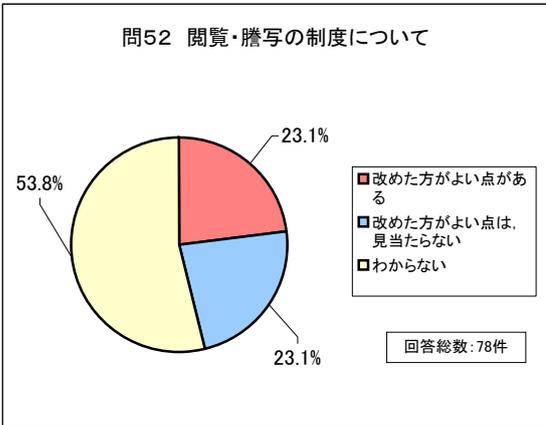
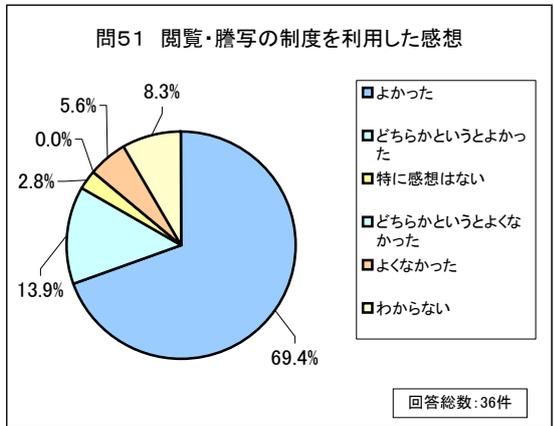
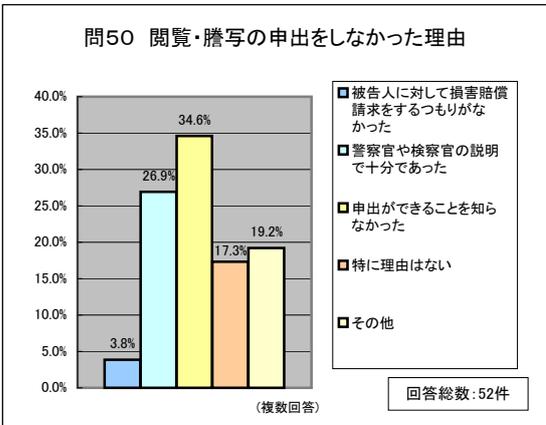
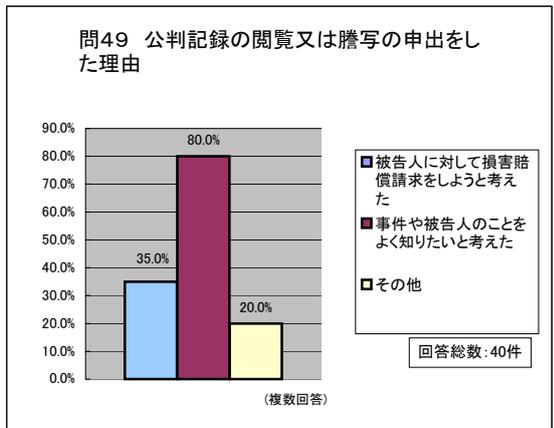
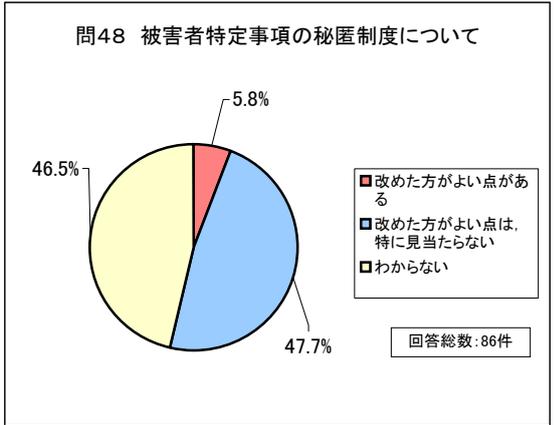
問47 基準額はいくらくらいが適当か

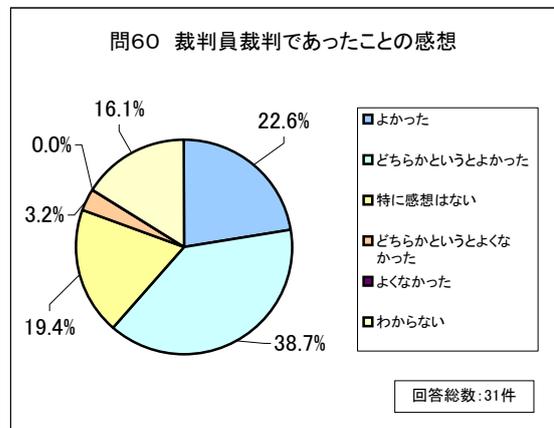
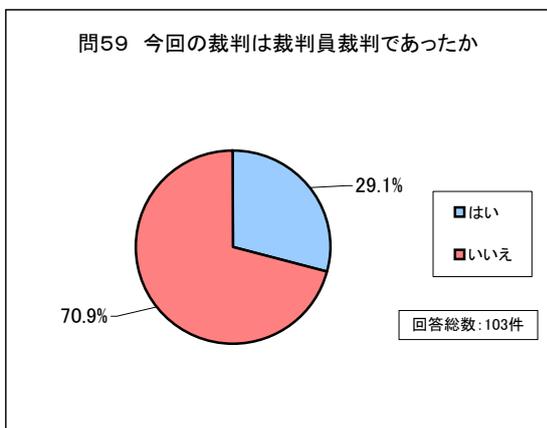
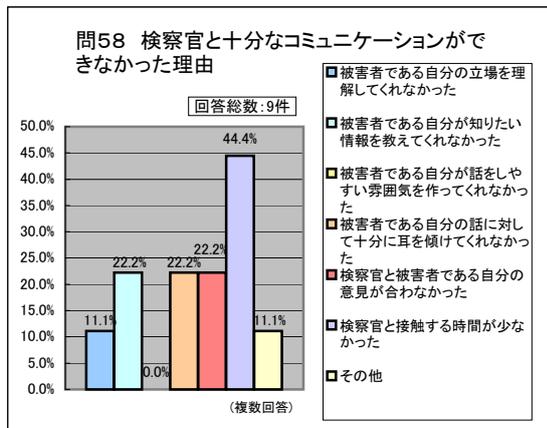
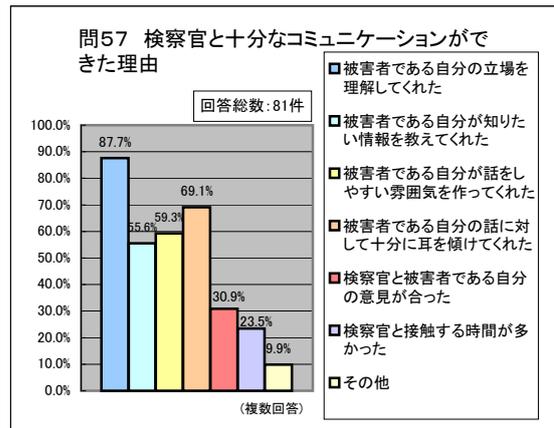
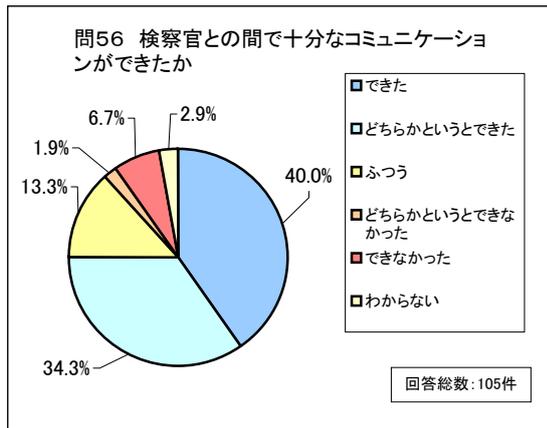
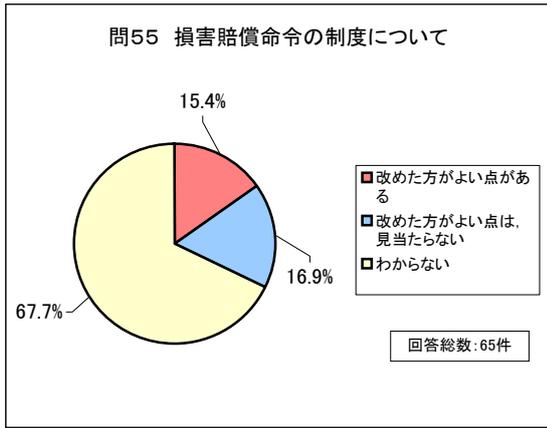
(回答の平均額)

367万7273円

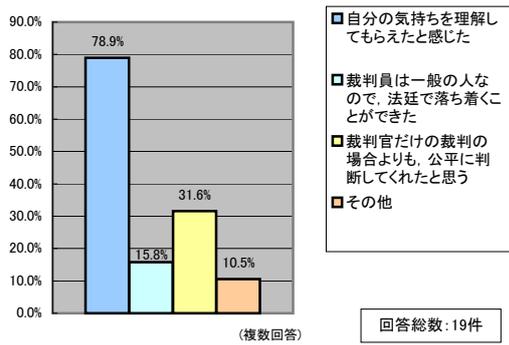
回答総数: 25件

## 5 その他の手続等について





### 問61 裁判員裁判でよかった理由



### 問62 裁判員裁判がよくなかった理由

回答総数は1件であり、その回答は「その他」であった。その回答の自由記載欄の内容は、自由記載欄の内容についてを参照されたい。

## 6 自由記載欄の内容について

### 問 1 1

公判期日への出席の制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 公判期日への出席制度についての事前説明が十分でなかった。
- 1 平日だけというのがつらい（仕事を休まなければならないから）。
- 1 参加の意思がある遺族全員が、検察官席の隣に着席できるようにしてほしい（一部が傍聴席に座るというのは不公平。）。

### 問 1 2

検察官の訴訟活動等に対して意見を述べる制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 しっかりと文書で説明し、文書で意見を求めるということを規定として明文化すべきである。

### 問 1 3

証人への質問の制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 質問する内容が限られる点を改めてほしい。
- 1 事前に質問内容を決めていても当日の証言で内容が変更されるため、時間の余裕がほしい。

### 問 1 4

被告人への質問の制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 質問したいことを自由に質問できるように改めるべきである。
- 1 直接聞くのはなかなか難しいので、サポートする人がいるとよい。また、検察官から詳しい説明をしてもらわないとわからないので、制度を調書作成時に教えてほしい。

### 問 1 5

事実又は法律の適用についての意見陳述の制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 意見を述べた後、被告人がどう感じたか知りたい。また、被告人に対して質問をしたい。
- 1 裁判所に対して、一定の法的効果を及ぼすものとして規定すべきである。
- 1 裁判所提出証拠に基づいてしか意見を陳述できないが、遺族の考える被告人の犯行を自由に述べられるように改めるべきである。
- 1 意見陳述の後、裁判官から、被害者の家族に対して要望や心情などを聞いてほしい。それに対して、被告人に対しても質問等をして、結論を出す参考にしてほしい。

### 問 1 6

付添い又は遮への措置の制度について、改めた方がよい点がありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

#### 【自由記載欄の主な記載例】

- 1 もう少し被害者に対するアドバイスがあるとよい。

**問 17**

公判期日への出席の制度を利用しなかった方（一部の日だけしか出席しなかった方も含みます。）におうかがいします。利用しなかった理由をお教えてください。

- 1 裁判には出席したが、交通費や宿泊費を出す余裕がなかった。
- 2 自らが質問、意見陳述をする日だけ出席した。
- 3 出席を希望したが、裁判所が許可しなかった。
- 4 特に理由はない。
- 5 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 5 子どもが小さく、預け先が見つからなかった。
- 5 仕事の関係で休めなかった。
- 5 傍聴したかっただけだった。

**問 18**

検察官の訴訟活動等に対して意見を述べる制度を利用しなかった方におうかがいします。利用しなかった理由があればお教えてください。

- 1 検察官に任せてよいと思った。
- 2 検察官に意見を述べにくい雰囲気があった。
- 3 検察官に意見を述べる必要を感じなかった。
- 4 意見を述べることができることを知らなかった。
- 5 特に理由はない。
- 6 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 とてもよくしてくださった。

**問 19**

証人への質問をしなかった方におうかがいします。質問をしなかった理由があればお教えてください。

- 1 検察官に任せることで十分であった。
- 2 質問をするのが大変であると考えた。
- 3 質問する必要を感じなかった。
- 4 質問できることを知らなかった。
- 5 質問の申出をしたが、裁判所が許可しなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 7 証人に誰が来るか知らなかった。
- 7 証人に質問したいと思ったが、その機会はなかった。

**問 20**

被告人に対して質問をしなかった方におうかがいします。質問をしなかった理由があればお教えてください。

- 1 検察官に任せることで十分であった。
- 2 質問をするのが大変であると考えた。
- 3 質問をする必要を感じなかった。
- 4 質問できることを知らなかった。
- 5 質問の申出をしたが、裁判所が許可しなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 取り乱してしまうのではないかと思い、勇気が出なかった。

**問 21**

事実又は法律の適用についての意見陳述をしなかった方におうかがいします。事実又は法律の適用についての意見陳述をしなかった理由があればお教えてください。

- 1 検察官に任せることで十分であった。
- 2 意見陳述をするのが大変であると考えた。
- 3 意見陳述をする必要を感じなかった。
- 4 心情の意見陳述をすることで十分であった。
- 5 意見陳述できることを知らなかった。
- 6 意見陳述の申出をしたが、裁判所が許可しなかった。
- 7 特に理由はない。
- 8 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 8 検察官に任せることで十分であり、自分でするのは大変であると思ったが、実際は違っており、自分でした方がよいと思った。検察官の説明では、自分でするのは大変であるといったイメージを持った。
- 8 一般人には難しいと思った。

**問 2 2**

事実又は法律の適用についての意見陳述も心情の意見陳述もいずれもしなかった方におうかがいします。これらのいずれもしなかった理由があれば教えてください。

- 1 検察官に任せることで十分であった。
- 2 意見陳述をするのが大変であると考えた。
- 3 意見陳述をする必要を感じなかった。
- 4 意見陳述できることを知らなかった。
- 5 申出をしたが、裁判所が許可しなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○7 私の気持ちを検察官に代読してもらった。

**問 2 3**

付添い又は遮へいの措置の申出をしなかった方におうかがいします。付添い又は遮へいの措置の申出をしなかった理由があれば教えてください。

- 1 付添い又は遮へいをしなくても不安・緊張を感じなかった。
- 2 付添い又は遮へいをしたくなかった。
- 3 付添いを頼める人がいなかった。
- 4 付添い又は遮へいの措置を採ることができることを知らなかった。
- 5 特に理由はない。
- 6 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 被害者支援センターの人が色々と気を配ってくれたので、大変助かり感謝している。安心して任せることができた。

**問 2 4**

あなたは、今回、被害者参加制度を利用して、今回の裁判を担当した裁判所（裁判官）に対して、どのような感想を持ちましたか。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよよかった。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 不慣れな場所であったが、わかりやすく進めてくれた。

○1 裁判は初めてであったが、厳粛で整然としており、よかった。

○2 時間ばかり気にしているように感じる場面があった。

○5 判決の日に傍聴したが、早口で声が小さくて全く聞き取れず、それでなくとも専門用語が多いので、理解ができなかった。誰に対して話しているのか、全くわからなかった。

**問 2 5**

あなたは、今回、被害者参加制度を利用して、今回の裁判を担当した検察官に対して、どのような感想を持ちましたか。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよよかった。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 私は被害者として、犯人に自分の気持ちをぶつけたかった。担当の検察官がとても頼もしかったことと、励ましてくれたことで、とても勇気が湧いてきたので、当日の意見陳述で本当の気持ちを言うことができた。感謝の気持ちでいっぱいである。

○1 法に無知な自分に的確にアドバイスをくれるなどしたことや、被害者感情を踏まえて踏み込んだ尋問をしてくれたことに、正義を感じ、感謝している。

○5 犯罪被害者の心情を理解していない。事件を処理すればよいとの認識で、犯罪を追及しようという姿勢がみられなかった。

○6 説明が足りない。刑事手続にあまり口を出されたくないようだった。ただし、裁判のルールなど検察官でしかわからない事情もあるだろうから、新制度導入間もない現在においてはやむをえないのかもしれない。

**問 2 6**

あなたは、今回、被害者参加制度を利用して、被告人の弁護を担当した弁護人に対して、どのような感想を持ちましたか。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよかった。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 被告人を弁護しつつも、最大限被害者である私たちに気遣いをしてくれた。
- 5 頼杖をついたり、あくびをしたり態度が悪いのが目立った。裁判官も注意しなかった。
- 4 法廷で話す時の声が小さく、よく聞きとれない部分があった。

**問 2 7**

あなたは、今回の事件で、心情の意見陳述をしてみて、どのような感想を持ちましたか。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよかった。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 被害に対して自身が思い得る様々な思いを、自分自身の言葉で直接訴えかけられた。
- 2 直接心情を述べられることはよかった。しかし、公判期日（意見陳述の日）に初めて求刑を知ったり、事件の詳細を聞いたりしたため、あらためて陳述の補充をすることとなった。公判が1回ないし2回くらいで終わってしまうと、事件の詳細を知る前に意見陳述をすることになってしまう点は問題である。
- 5 意見陳述しても無駄と感じた。裁判官に対して気持ちが通じなかった。事務的に処理された感じがした。

**問 2 8**

今回の事件について、心情の意見陳述をしたけれども被害者参加制度は利用しなかった方におうかがいします。あなたが被害者参加制度を利用しなかった理由について教えてください。

- 1 今回の事件は、そもそも被害者参加ができる事件ではなかった。
- 2 被害者参加をする必要性を感じなかった。
- 3 被害者参加をすることは労力や時間の点で大変であると考えた。
- 4 被害者参加をすることは自分の資力を考えると難しいと思った。
- 5 被害者参加の手続をよく知らなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 5 制度の説明が不十分であった。第1回公判において被告人・証人の証言に疑問点が多く、事実と異なる点があったため、第2回の公判に参加したいと申し出たが、許可されなかった。

**問 2 9**

心情の意見陳述の制度について、改めた方がよい点はありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 事実認定の判断材料とはならず、量刑資料の判断材料にしかならない点を改めた方がよい。

**問 3 6**

あなたは、国が被害者参加人の旅費、宿泊費、日当を支払うという制度が必要であると思いますか。

- 1 必要
- 2 どちらかという必要
- 3 あってもなくてもよい
- 4 どちらかという不要
- 5 不要
- 6 わからない

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 資力がないために、被害者参加制度の利用を断念しなければならないというのでは、制度趣旨にもとる。
- 1 被害者が実費を出して、被告人は何も出さないのはおかしい。
- 2 被害に遭わなければ、このようなお金が必要なかった。
- 2 一時金として前もって支給されると負担軽減になる。

**問 3 8**

問 3 7 で 1 に ○ をつけた方（私選の弁護士に依頼した方）におうかがいします。依頼した感想をお教えてください。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよかったです。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 被害者参加制度については、聞いた事はあったし、今回の事故で警察署の方からもパンフレットをももらったが、実際の進め方等はよくわからなかった。弁護士に依頼したおかげで、いろいろな事が進められたのは事実である。お金はかかるが、依頼して本当によかった。

**問 3 9**

あなたが、国が費用を負担する弁護士（国選の弁護士）に依頼しなかった理由をお教えてください。

- 1 知っている弁護士を頼んだ。
- 2 私選の弁護士を雇う資力があつた。
- 3 国選の弁護士を依頼することができる要件に当たらなかった。
- 4 法テラス（日本司法支援センター）の犯罪被害者法律援助を受けることができたので、自分で弁護士を選んだ。
- 5 国選の弁護士の制度を知らなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○5 ホームページに載っているなどと言われててもわからないので、警察等の取調べなどの際に、もう少し説明してほしい。

**問 4 1**

問 3 7 で 2 に ○ をつけた方（国選の弁護士に依頼した方）におうかがいします。依頼した感想をお教えてください。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよかったです。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 生活していく中での弁護士費用は、負担となる。

○1 被害者支援会の人が入って、手続の運び方、提出書類など教えてくれた。弁護士の選任についても助けてもらい、よい弁護士を紹介してもらえた。

○5 弁護士に被害者参加制度や、基本法、保護法に関する知識と経験が乏しく、ほとんど自分で調べて対応せざるを得なかった。

○4 私の訴えたい気持ちは伝わったようだったが、形だけしか動いてくれなかった。

**問 4 2**

問 3 7 で 1 又は 2 に ○ をつけた方（私選の弁護士又は国選の弁護士に依頼した方）におうかがいします。あなたが今回の事件で依頼した弁護士との間では、十分なコミュニケーションをとることが（つまり意思の疎通を図ることが）できましたか。

- 1 できた。
- 2 どちらかというよかったです。
- 3 ふつう
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 できなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 何度か会って話をしたり、メール等でも頻りに連絡して不安や疑問を相談し、コミュニケーションをとった。

○3 話は聞いてもらえたが、気持ちは通じていなかった気がする。

**問 4 3**

問 4 2 で①（できた）、②（どちらかというとできた）に○をつけた方は、その理由をお教えてください

- 1 被害者である自分の心情を理解し、適切な言葉や態度で接してくれた。
- 2 被害者である自分に対し、専門家としての立場から適切な助言をしてくれた。
- 3 被害者である自分が話をしやすい雰囲気を作ってくれた。
- 4 被害者である自分の話に対して十分に耳を傾けてくれた。
- 5 被害者である自分の意見を尊重してくれた。
- 6 弁護士が十分な時間を割いてくれた。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○2, 4, 5 よく寄り添ってくれた。被害に遭った気持ちが分からなくても、ちゃんと理解する努力をした。わからない事を質問したり、専門用語をかみ砕いて伝える努力もしてくれた。

**問 4 4**

問 4 2 で④（どちらかというとできなかった）、⑤（できなかった）に○をつけた方は、その理由をお教えてください。

- 1 被害者である自分の心情を理解し、適切な言葉や態度で接してくれなかった。
- 2 被害者である自分に対し、専門家としての立場から適切な助言をしてくれなかった。
- 3 被害者である自分が話をしやすい雰囲気を作ってくれなかった。
- 4 被害者である自分の話に対して十分に耳を傾けてくれなかった。
- 5 被害者である自分の意見を尊重してくれなかった。
- 6 弁護士が十分な時間を割いてくれなかった。
- 7 弁護士とのコミュニケーションを支援（打合せにおける付添い等）してくれる人がいなかった。
- 8 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○8 検察が証拠から導き出した事実をかみくだいて話してくれた。ただ、弁護士の時間がとれなくて、会う回数が少なかった。

○2, 3, 6 弁護士に十分な関連知識がなかった。

**問 4 5**

問 3 7 で3に○をつけた方（弁護士に依頼しなかった方）におうかがいします。今回の事件に関して、弁護士に依頼しなかった理由についてお教えてください。

- 1 知っている弁護士がなかった。
- 2 弁護士に頼むほどの資力がなかった。
- 3 弁護士に頼むことができることを知らなかった。
- 4 弁護士を頼む必要性を感じなかった。
- 5 特に理由はない。
- 6 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○4, 6 直接裁判に関わりたいと考えた。

**問 4 6**

現在の制度では、被害者参加人が、国が費用を負担する弁護士（国選の弁護士）を利用するためには、その請求のときに、被害者参加人が保有している資産の合計額（手持ちの現金、金融機関に対する預貯金等）から犯罪被害に遭ったために今後3か月以内にかかる治療費等の合計額を差し引いた額が150万円を下回ることが必要です（これを「資力要件」と言います。）。この150万円という基準についてのご感想とその理由があればお教えてください。

- 1 もっと高い金額にしてより多くの方が国選の弁護士を利用できるようにすべき
- 2 ちょうどよい
- 3 もっと低い金額にして国選の弁護士の利用についてある程度の資産を持っている人は除外すべき
- 4 わからない

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1 被害者については、全て国選で対応すべき。被害者が金を払うなんておかしい。

○1 資力要件のぎりぎりのラインのところにいる人のことも考慮すべきである。

○1 国が負担しているのだから、もっと多くの方が利用できる方がよいし、自分でお金に余裕がある人は私選弁護士を選ぶと思うので、資産だけで判断するのはおかしい。

○4 亡くなった家族が稼ぎ手であったかどうかという点も考えてほしい。誰に対しても150万円と決まっているのはどうかと思う。預金を切りくずして生きていかなければならない人もたくさんいる。

○4 資産のない人は、不利益にならないだろうか。弁護士がついてくれないため、被告の言い分が通ってしまい正しい判決が出ないことが最も怖い。

**問 4 7**

問 4 6 で①（もっと高い金額にしてより多くの人が国選の弁護士を利用できるようにすべき）、③（もっと低い金額にして国選の弁護士の利用についてある程度の資産を持っている人は除外すべき）に○をつけた方におうかがいします。基準額は、いくらぐらいが適当だと思いますか。

**【主な記載例】**

- 制限なし：被害者がお金を払うなんておかしい。
- 200万円：サラリーマンの平均年収の半分くらいに設定してほしい（年代別等も考慮に入れてほしい。）。
- 200万円：扶養などの関係など個人の問題以外にもお金のない人はいる。
- 300万円：2011年の平均貯蓄額は約320万なので…。
- 400万円：400万円くらいあれば弁護士費用を差し引いても、その後生活できそうである。
- 500万円：実際の弁護士費用を考えれば、これでは不足することもある。裁判にかかる費用だけではなく、様々な交際費（御礼等）、葬儀、仏壇、墓地、墓石、法事等出費は半端な額ではない。
- 500万円：被害に遭った方のこれからの生活資金を考えると少しでも負担にならないようにしてほしい。
- 500万円：今私たちが貯金が200万しかなかったら弁護士さんは頼めるかわからない。
- 基準額欄空欄：金額で決めるのではなく、現在の収入と事件によって発生した借金と年齢等による就労が可能かどうかなどを総合的に判断して決めるべきである。

**問 4 8**

被害者特定事項の秘匿制度について、改めた方がよい点はありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 完全公開にする方がよい。
- 1 弁護人が秘匿事項を言った時は罰金にしてほしい。せっかく隠してもらった意味がない。
- 1 この制度について、事前に説明してほしい。

**問 4 9**

公判記録の閲覧・謄写について、申出をした理由をお教えてください。

- 1 被告人に対して損害賠償請求をしようと考えた。
- 2 事件や被告人のことをよく知りたいと考えた。
- 3 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 2,3 事件の詳細を知っていなければ、法廷で取り乱し、冷静でいられない。被告・弁護側の主張を予測し、どう戦うのか考え、準備できる。
- 2,3 事件について、真実に基づいた適切な裁判がなされるように遺族として全て把握し見届ける必要があるから。

**問 5 0**

公判記録の閲覧・謄写の申出をしなかった理由をお教えてください。

- 1 被告人に対して損害賠償請求をするつもりがなかった。
- 2 警察官や検察官の説明で十分であった。
- 3 申出ができることを知らなかった。
- 4 特に理由はない。
- 5 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 3 「こういうことができる」という点を、書面に書いておいてほしかった。
- 5 検事から写しをもらった。

**問 5 1**

公判記録の閲覧・謄写の申出が裁判所に認められた方におうかがいします。公判記録の閲覧・謄写という制度を利用できることについて、どのように思いますか。

- 1 よかった。
- 2 どちらかというよかった。
- 3 特に感想はない。
- 4 どちらかというよくなかった。
- 5 よくなかった。
- 6 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 日航機123便事件など、過去の裁判で、ほとんど証拠の閲覧・謄写ができなかったことに比べ、私の場合は許可されて感謝している。今は裁判所が採用した証拠だけが、全記録の閲覧を望む。
- 1 よかったが、被害者が求めるものすべてを謄写できるようにすべきである。

**問 5 2**

公判記録の閲覧・謄写の制度について、改めた方がよい点はありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 無料にしてほしい。
- 1 手続が複雑で、弁護士に依頼しないと素人では無理である。また、費用も発生する点を改善してほしい。
- 1 安価な費用でコピーができるようにしてほしい。
- 1 もう少し早く閲覧できるようにしてほしい。日数がかかり過ぎる。
- 1 制度の説明をしてほしかった。

**問 5 4**

問 5 3 で 2（損害賠償命令の申立てをしなかった。）に○をつけた方におうかがいします。損害賠償命令の申立てをしなかった理由をお教えてください。

- 1 申立てをしたかったが、今回の事件は、そもそも損害賠償命令の対象となる事件ではなかったのでできなかった。
- 2 手続がよくわからなかった。
- 3 時間と手間がかかるのでできなかった。
- 4 被告人から現実にお金を取ることは困難であると考えた。
- 5 申立てができることを知らなかった。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 7 自動車運転過失致死は適用除外と弁護士から教えてもらった。訴因で使用可・不可があり納得できない。
- 7 自動車運転過失致死のため、被告人の加入していた保険会社と交渉中である。
- 7 相手が損害賠償する予定である。
- 7 対人無制限の保険に入っていた。
- 7 説明がなかった。
- 4 損害賠償請求はしたいが、弁護士費用等で10万円以上のお金を支払うのはつらいし、被告人から支払を受けることができなければ損をしてしまう。被害を受けた上に、さらにまた費用が生じるのはおかしい。国で何とかならないか。

**問 5 5**

損害賠償命令の制度について、改めた方がよい点はありますか。

- 1 改めた方がよい点がある。
- 2 改めた方がよい点は、特に見当たらない。
- 3 わからない。

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1 制度が利用できる訴因を広げるべきである。
- 3 適用範囲がわかりにくい。
- 1 被告人に支払能力がない場合は、国の方で何らかの形で賠償をしてほしい。
- 1 すべてが初めてのことである被害者にとっては、わからないことだらけだったので、もっと詳しく説明してほしい。

**問 5 7**

問 5 6 で①（検察官と十分な意思の疎通を図ることができた）、②（どちらかというときできた）に○をつけた方は、その理由をお教えてください。

- 1 被害者である自分の立場を理解してくれた。
- 2 被害者である自分が知りたい情報を教えてくれた。
- 3 被害者である自分が話をしやすい雰囲気を作ってくれた。
- 4 被害者である自分の話に対して十分に耳を傾けてくれた。
- 5 検察官と被害者である自分の意見が合った。
- 6 検察官と接触する時間が多かった。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

- 1, 3, 4, 7 時間調整等に配慮してくれた。
- 1, 2, 3, 4, 5, 7 検察官もそうだったが、検察事務官も親切に対応してくれた。

**問 5 8**

問 5 6 で④（検察官と十分な意思の疎通を図ることがどちらかというときできなかった）、⑤（できなかった）に○をつけた方は、その理由をお教えてください。

- 1 被害者である自分の立場を理解してくれなかった。
- 2 被害者である自分が知りたい情報を教えてくれなかった。
- 3 被害者である自分が話をしやすい雰囲気を作ってくれなかった。
- 4 被害者である自分の話に対して十分に耳を傾けてくれなかった。
- 5 検察官と被害者である自分の意見が合わなかった。
- 6 検察官と接触する時間が少なかった。
- 7 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○7 検察官による説明が足りなかった。ほとんど一方的な説明であった。

**問 6 1**

問 6 0 で①（今回の裁判が裁判員裁判であってよかった）、②（どちらかというときよかった）に○をつけた方におうかがいします。その理由をお教えてください。

- 1 自分の気持ちを理解してもらえたと感じた。
- 2 裁判員は一般の人なので、法廷で落ち着くことができた。
- 3 裁判官だけの裁判の場合よりも、公平に判断してくれたと思う。
- 4 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○1, 3, 4 多くの目が見ていることで、被告もプレッシャーを感じたと思う。裁判官は表情が変わらず、冷たい印象だが、裁判員の表情は変化するため、流れの雰囲気を読み取ることができる。

**問 6 2**

問 6 0 で④（今回の裁判が裁判員裁判であってどちらかというときよくなかった）、⑤（よくなかった）に○をつけた方におうかがいします。その理由をお教えてください。

- 1 自分の気持ちが理解してもらえないと感じた。
- 2 裁判員は一般の人なので、法廷では落ち着かなかった。
- 3 裁判官だけの方が、公平に判断してくれたと思う。
- 4 その他

**【自由記載欄の主な記載例】**

○4 裁判員に知り合いがいるのでは…という不安や、誰かに知られるのでは…という恐怖感があった。ただ、一般人なので少し感情が入った判決になったような気もする。

**問 6 3**

最後に、以上のほか、現在の刑事裁判における犯罪被害者の立場、現行の制度に対するご意見、ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。また、ここまでのアンケートに対する回答として書き足りないことがございましたら、ご自由にご記入ください。

**(制度の問題点の指摘や提案を含む意見)****1 刑事手続に関する意見****(1) 被害者参加についての意見**

「①事実上、法律上の意見に対しては裁判所が一定の判断を示すよう義務付ける、②被害者参加人（弁護士）に判決書謄本交付請求権を付与するようにして、裁判官の判断過程に、実質的に「参加」が反映される制度にしてほしい。」というように被害者参加人の法廷における活動に何らかの効果や付与してほしい旨の意見、「証人の採用の段階で、参加人の要望も聴いてほしかった」というように証拠の採用の際に被害者参加人の要望を聴いてほしい旨の意見、「被害者参加で検察席に座っている場合、ある程度の発言を許してほしい（証人に対して）。」「情状証人尋問も証言した内容に対してしか問えない。」というように被告人質問や証人尋問における質問の範囲を広げてほしい旨の意見がみられた。

**(2) 控訴についての意見**

「刑事裁判における被害者に控訴する権限がないのはなぜか。」「控訴をする、しないの判断を被害者参加人の意見をもっと反映させてほしい。『起訴する・しない』を検察審査会が判断するように、同じような制度ができないか。」「一審判決に不服の場合、控訴について被害者の意見を聞いてほしい。判決に不服の場合、その場で意見を申し出ることができる制度とすべき。」というように控訴について被害者参加人の意見を反映させるような制度を設けてほしい旨の意見がみられた。

**(3) 公判前整理手続についての意見**

「公判前整理手続は、密室裁判にひとしいものだと思う。公判前整理手続の段階から、情報を公開してほしい。」というように情報提供の拡充を求める意見、「公判前整理手続が、遺族抜きで公でない密室で行われている。被害者参加人もしくは被害者参加弁護士を同席させるべきである。」というように公判前整理手続に被害者参加人や被害者参加弁護士が出席できるようにしてほしい旨の意見がみられた。また、「公判前整理手続で出ていなかった内容を弁護側が主張しても異議を唱えることもできない。」「公判前整理手続はいいと思う。弁護人が不同意にした証拠が出てこない。閲覧もできない。」という指摘があった。

**(4) 裁判員裁判に関する意見**

「裁判員はあまりにも若い人達で、被害者の年齢にそった人達又は親の年齢にそった人達を混ぜた人達がいた方がよいと思う。」という裁判員の人選に関する意見、「裁判員がいろいろと質問してくれていたけれど、被害者が望んでいる事を先に聞いて被害者に代わって質問してくれればよいのにと考えた。」という裁判員の補充質問に関する意見があった。

**(5) その他の刑事裁判手続に対する意見**

「不同意で証拠が多く出てきていないのはすごくおかしい。加害者に不利になるのが出てこないのは公平ではない。全て出して審議すべきと思う。」「検察の調書よりも、法廷での証人供述の方が優先されるのは、おかしい。事前に弁護側が「不同意」とした証拠資料は、裁判官が認めれば法廷に取り上げられない制度はおかしい。」といった意見がみられた。

**2 被害者保護の制度の拡充を求める意見**

「被害者の家族に対しての制度が少なすぎる。逆に被告人は守られすぎている感じがする。」「制度や手続といった事務作業の点を説明する場を設けたり、専門の方が訪問するなどといった場があるとよいと思った。」というように一般的に被害者保護のための制度の拡充を求める意見、「被害者は精神的苦痛に何年も苦しんでいる人間が多い。それに対してのケアをもう少し考えてほしい。加害者は十分に保護されているが被害者に対する保護はまだ整っていないような気がする。もう少ししっかりとしたものを作ってほしいと思う。」というように精神的被害の回復という観点から制度の充実を求める意見、「私は今回会社に無理を言って4日間、被害者参加制度を使わせていただいたが、通常ではなかなか難しいと思われる。1日でも集中して意見陳述や質問等ができることと、参加に際しての経費等の保障を見直して、どのような被害者の立場の人でも利用しやすくなればよいと思った。」「弁護士費用の件で正当な裁判ができない状況にだけはならないことを願います。」というように経済的な観点からの被害者保護制度の拡充を求める意見がみられた。また、被害者保護制度一般についての見直しについては、「制度の見直しに際しては事件で苦しんだ遺族が公判にあたって更に苦勞することのない様なものにしていただきたいと思う。」との意見があった。

**(運用上の問題点の指摘や提案を含む意見)**

**1 裁判手続に関する意見**

「被害者参加人の意見陳述は、時間も短く、『形式的におこなっている』という印象だった。」というように意見陳述の在り方に関する意見、「法廷の場で秘匿制度が施行されても、新聞、ニュースなどで事件の内容、被害者の住所、職業、年齢などを細かく報道され意味がない。田舎住みの人は、被害者の特定がすぐでき、肩身の狭い思いをしている。法廷の場だけでなく、他の場でも秘匿の配慮をしてほしい。」という被害者特定事項の秘匿に関する意見、「モニター画面に証拠が映し出されても、映像が小さくほとんど見えない。拡大して見せてほしいとお願いしたが、裁判員にみせるためのものであり、傍聴人を対象にしていないと断られた。改善を望む。」という証拠調べの方法に関する意見、「裁判所の中では遺影を掲示できるようにしていただきたい。」というように法廷内への遺影の持込みの制限に関する意見、「遺族の中には、事故のショックで突発性難聴になった人が何人かいる。最前列で傍聴させてほしいと願い出たが、前二列はマスクミ席ということで許可されなかった。」「傍聴人が満席の場合、モニター席などを設置してください。」というように傍聴に関する意見、「控室に関しても、こちらからお願いしなければ用意していただけない。」という裁判所の施設に関する意見、「日程についての配慮(情状証人尋問、被告人質問、意見陳述が5日連続の後半3日間に連続していた)が不足している。」「2月に事故で父が亡くなってから、公判が行われるのかどうか10月まで宙ぶらりんのまま連絡もなく11月に初公判があり、やっと年末12月に判決。時間がかかりすぎではないか。」というように公判期日の設定についての配慮に関する意見がみられた。

**2 被害者に対する情報提供(証拠開示も含む。)について改善を要望する意見**

「被害者の人は事件にあったことで心がとても傷ついたり、お金の面でもマイナスのことが多い。私の場合、お金の面がとても苦しかったので、被害に遭った方は何を望んでいるかを聞き、そのことに対応(対処)していただける制度をほしかった(いろいろな制度を教えてほしい(対処方針の))。」「加害者は普通に社会復帰してその間も仕事して収入を得ているのに、被害者家族は先行きどうなるか情報もないまま放っておかれて不安だった。こういうことは誰もたいてい初体験なので、裁判までの流れやスケジュールを知らせてもらいたいと思う。」「『証明予定事実記載書』『開示類型証拠や主張関連証拠』など請求しなければいけない。事前に通知されていた検察官がいつの間にか交代しており(大きな裁判に担当が異動した。)、裁判前の打合せの連絡を受け初めて交代を知らされた。参加制度のマニュアルがなく、弁護士も制度が始まって日が浅いため、経験された方が少なく、情報が不足しており、本やネットで調べたり、実際の裁判員裁判を何度も傍聴したり、時間に余裕がなければできないことも多い。質問してもらいたい内容をメモで手渡し、検察官から質問してもらえないことも知らない方も多いと思う。最終弁論メモも被害者参加人には用意されなかった。」「途中で担当の検事が変わることになってしまったが、事前に相談もなく変わることはやめてほしかった。」というように被害者に対する情報提供の改善を求める意見がみられた。また、「事件記録のリストを遺族に開示し、求める記録全てを公判前に謄写させるべきである。」というように証拠開示に関する意見もみられた。

**3 その他**

「被害者遺族の権利の保護を図るといっても、あくまでも刑事手続のついでに遺族の心情のガス抜きを図るといふものに過ぎない印象がある。また、検察官に基本法及び保護法の理念がしっかりと行き渡っているとも思えなかった。」「被害者参加制度を利用することで亡くなった家族にできる限りのことはしてやるのができたという思いを得られることが一番大事だと思う。そのためには、検察官、弁護士、支援センター等ができる権利を提示し、選択していくことが必要であると感じた。現状では、裁判所も検察も弁護士もただわづらわしいだけだと感じている印象しかない。」「判決の日、裁判官は誰に対して判決を読みあげているのかわからないくらい、早口で言った。たくさんの命がこんな風に扱われて、現在の法律では裁かれるのか、心の底から失望した(判決に対して不満があるというのではない)。せめて丁寧に重々しく話してほしい。人は物でも事象でもない。毎日、同じような場所で仕事をしていると思うが、被害者にとっては、人生での深い悲しみを抱えて傍聴していることを忘れないでほしい。」といった意見があった。

**(刑事裁判における犯罪被害者等に関する制度に対する意見以外の意見)**

刑罰制度に関する意見として、「日本では罪に対する刑が軽すぎる。」というように現行法における刑罰の軽さを指摘する意見や、「法の改正で、組織(会社)を罰する制度ができるのを念願する。」「今の法律では、法人を業務上過失致死罪で裁くのは難しいようだが、過去に例のない大惨事の事故を刑事裁判で裁けないのは納得できない。誰も責任をとれないような法律は改正すべきである。」というように法人処罰を求める意見もみられた。

犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果【損害賠償命令編】

問	設問	回答	件数
1	性別	男性	4
		女性	5
		計	9
2	現在の年齢	20歳未満	0
		20歳代	2
		30歳代	1
		40歳代	4
		50歳代	1
		60歳代	1
		70歳代	0
		80歳以上	0
計	9		
3	事件名(複数回答)	傷害	2
		傷害致死	1
		殺人	1
		危険運転致傷	0
		危険運転致死	0
		強姦・集団強姦	0
		強姦致死傷・集団強姦致死傷	0
		強制わいせつ	4
		強制わいせつ致死傷	1
		強盗致傷	1
		強盗致死・強盗殺人	0
		強盗強姦	0
		その他	0
計	10		
4	申立ての資格	被害者本人	3
		被害者の法定代理人	5
		被害者の相続人	1
計	9		
5	被害者参加の申出をしたか	はい	6
		いいえ	3
計	9		
6	(被害者参加の申出をした方について)損害賠償命令の申立てをするに当たり、裁判のことを弁護士に依頼したか	はい	6
		いいえ	0
計	6		
7	依頼した弁護士は被害者参加弁護士と同じか	はい	6
		いいえ	0
計	6		
8	(被害者参加の申出をしなかった方について)損害賠償命令の申立てをするに当たり、裁判のことを弁護士に依頼したか	はい	3
		いいえ	0
計	3		
9	損害賠償命令申立事件の手続が終わってから、アンケート記入まで、どのくらいの日数が経過したか	2週間以内	3
		1か月以内	2
		3か月以内	2
		6か月以内	1
		6か月を超える	0
		計	8
10	通常の民事訴訟ではなく、損害賠償命令の申立てを選択した理由(複数回答)	刑事被告事件と連続して裁判の審理の日が開かれる。	4
		証拠書類の準備が少なくてすむ。	1
		申立ての費用が安い。	2
		裁判の審理の日数が少なくてすむ。	1
		損害賠償命令が出るまでの時間が短い。	0
		刑事被告事件と同じ裁判所が審理を担当するので、安心できる。	5
		その他	1
		計	14
		[自由記載欄の記載内容]	
		○「弁護士に言われた。」	
○「損害賠償を行ってもお金はもらえないと思うので、被害者にしてみれば行うことのできることは全て行いたい。」			
11	損害賠償命令の審理のために開かれた裁判の日は合計で何日あったか	1日	2
		2日	4
		3日	0
		4日	1
		5日以上	0
		計	7

問	設問	回答	件数
12	審理にかかった日数についての感想	多い	0
		どちらかという和多い	2
		適当である	3
		どちらかというと少ない	0
		少ない	0
		わからない	2
		計	7
		[理由記載欄の記載内容] 「どちらかという和多い」を選択した方で、「刑事事件が終わってからも、損害賠償の審理が1回あったため、刑事裁判から3か月はかかっているから、長かった。」「10日くらいで決定が出るとよいと感じた。」と記載した方がいた。	
13	最初の審理の日から最後の審理の日までの期間	2週間以内	2
		1か月以内	1
		2か月以内	0
		3か月以内	0
		6か月以内	1
		7か月以上	1
		計	5
14	損害賠償命令の審理の期間についての感想	長い	0
		どちらかという和多い	3
		適当である	3
		どちらかというと短い	0
		短い	0
		わからない	1
		計	7
		[理由記載欄の記載内容] 「どちらかという和多い」を選択した方で、「刑事裁判の最初の日に損害賠償の審理があって、3か月以上経過しているので長い。」「決定を待つまでが長いと心が疲れる。」と記載した方がいた。	
15	申し立てた事件は、どのような結果となったか	損害賠償命令の申立てが認められてそのまま確定した。	6
		損害賠償命令の申立てが認められずにそのまま確定した。	0
		損害賠償命令について、自分が異議を申し立てて、民事手続へ移行した。	0
		損害賠償命令について、相手方が異議を申し立てて、民事手続へ移行した。	0
		損害賠償命令が出る前に、民事手続へ移行した。	0
		その他	0
計	6		
16	申し立てた額、認められた額	認容率(認容された額の申し立てた額に対する割合)の平均	79.5%
17	実際に被告人から取り立てることができたか、又は取り立てる見込みがあるか	損害賠償命令で認められた全額を実際に取り立てることができた。	1
		損害賠償命令で認められた全額を取り立てることができる見込みがある。	1
		損害賠償命令で認められたうちの一部を実際に取り立てることができた。	0
		損害賠償命令で認められたうちの一部を取り立てることができる見込みがある。	1
		損害賠償命令で認められた額を全く取り立てることができない見込みである。	4
		わからない。	0
		その他	0
計	7		
18	損害賠償命令とは別に被告人から被害弁償を受けたか	被害のうち全額の弁償を受けた。	0
		被害のうち一部の弁償を受けた。	0
		全く被害弁償を受けていない。	7
計	7		
19	実際に損害賠償命令の申立てをした感想	よかった	0
		どちらかというとよかった	1
		特に感想はない	4
		どちらかというとよくなかった	2
		よくなかった	0
		わからない	1
		計	8
20	よかった、どちらかというよかったという理由(複数回答)	時間があまりかからずに損害賠償請求が認められた。	0
		手間があまりかからずに損害賠償請求が認められた。	1
		費用があまりかからずに損害賠償請求が認められた。	0
		通常の民事訴訟を提起するより、利用しやすかった。	0
		その他	0
		計	1

問	設問	回答	件数
21	よくなかった、どちらかというよくなかったという理由(複数回答)	損害賠償請求が認められるまでに時間がかかった。	1
		損害賠償請求が認められるまでに手間がかかった。	0
		損害賠償請求が認められるまでに費用がかかった。	1
		通常の民事訴訟を提起すると、あまり変わらなかった。	0
		通常の民事訴訟を提起するより、使いにくかった。	0
		その他	0
		計	2
22	現在の損害賠償命令の制度について、改めた方がよい点はあるか	改めた方がよい点がある	2
		改めた方がよい点は、特に見当たらない	0
		わからない	4
		無回答	1
		計	7
		[自由記載欄の記載内容]	
		○「損害賠償をするのに費用(弁護士費用)がかかること、費用とは別に認容された金額の20%の割合の額を弁護士に支払わなければならなかったことを考えると、私どもは、刑事裁判で弁護士費用を免除してもらったので何とかプラスにはなったが、認容された金額が低かった場合にマイナスになることも考えられる。」 ○「結局はお金になってしまう。」 ○「損害賠償の決定をもらったが、相手からもらえない。10年で期間が切れるので10年間の期間をもう少し長くしてほしい。」	
23	被害に遭った刑事事件の公判記録の閲覧又は謄写の申出をしたか	はい	2
		いいえ	1
		計	3
24	申出をした理由(複数回答)	被告人に対して損害賠償請求をしようと思った。	1
		事件や被告人のことをよく知りたいと思った。	1
		その他	0
		計	2
25	申出をしなかった理由(複数回答)	被告人に対して損害賠償請求をするつもりがなかった。	0
		警察官や検察官の説明で十分であった。	0
		申出ができることを知らなかった。	1
		特に理由はない。	0
		その他	0
計	1		
26	公判記録の閲覧又は謄写の申出が裁判所に認められた感想	よかった	0
		どちらかというよかった	1
		特に感想はない	1
		どちらかというよくなかった	0
		よくなかった	0
		わからない	0
		計	2
[理由記載欄の記載内容]			
「どちらかというよかった」を選択した方で、「裁判の流れがわかりやすい」と記載した方がいた。			
27	公判記録の閲覧又は謄写の制度について、改めた方がよい点はあるか	改めた方がよい点がある	1
		改めた方がよい点は、特に見当たらない	1
		わからない	1
		計	3
[自由記載欄の記載内容]			
○「家族が閲覧することを認めてもよいのでは。」			
28	被害者参加制度を利用しなかった理由(複数回答)	被害者参加をする必要性を感じなかった。	0
		被害者参加をすることは労力や時間の点で大変であると考えた。	1
		被害者参加をすることは自分の資力を考えると難しいと思った。	1
		被害者参加の手続きをよく知らなかった。	2
		特に理由はない。	0
		その他	0
計	4		

29	最後に、以上のほか、現在の刑事裁判における犯罪被害者の立場、現行の制度に対するご意見、ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。また、これまでのアンケートに対する回答として書き足りないことがございましたら、ご自由にご記入ください。	<p>○「損害賠償命令といっても、被告人に根本的に資力がなければ形式だけで終わるとするのは納得できない。ないものはないで終わりなのか。犯罪者が刑に服するのは当然としても、被害者は被害に遭い損です、不運でしたので片付けられるのか。大きな疑問が残る。」</p> <p>○「被害者参加はしたかったものの、加害者や加害者家族に顔を知られることは嫌だった。これからの生活のことを考えた。仕事もあり、休む事は生活に負担がかかる。事件直後から警察への色々なことで、仕事を休ませてもらっていたので、これ以上の職場、生活に負担はかけられない。被害者なのに、何も補償もなく、精神的な負担に加え、金銭的にも大変である。それなのに、加害者への刑罰は軽く、加害者に再犯の可能性もある。これからは不安である。」</p> <p>○「検察はもっと深くまで被害者と対話し、被害者が弁護士に頼むまでの距離をもっと短くしてほしい。」</p> <p>○「被害者側にも弁護士をつけてほしい。事件から9か月、本当に気の休まることはなかった。これからは死ぬまでそうであろう。」</p> <p>○「日数が短すぎる。短期間で結論を出すのは早すぎるのではないか。」</p>
----	--	--

犯罪被害者の方々に対するアンケート調査結果【同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写編】

○回答された方の属性

性別：男

現在の年齢：50歳代

被害に遭った事件名：強盗致傷

被害者の方との関係：被害者本人

○回答内容

閲覧謄写を希望した理由、閲覧謄写をした感想及び制度につき改めた方がよい点に関する質問に対する回答はなく、自由記載欄には、「犯罪被害に遭って被告から被害弁償を受けることができない場合はどうしたらよいのか」との内容が記載されていた。